

高額療養費制度の改正および 認定証の更新について

お問い合わせ 市役所市民生活課 国保係 ☎63-5112

平成27年1月診療分から、70歳未満の方の高額療養費における所得要件が細分化されることに伴い、自己負担限度額が以下のとおり変更となります。

なお、70歳以上の方の自己負担限度額は変更ありません。

70歳未満の方の自己負担限度額

現行（平成26年12月31日まで）			変更後（平成27年1月1日から）		
区分	所得要件	1か月の自己負担限度額	区分	所得要件	1か月の自己負担限度額
A 上位 所得者	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円+(総医療費 -500,000円)×1% ※4回目以降(多数該当)は 83,400円	ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+(総医療費 -842,000円)×1% ※4回目以降(多数該当)は 140,100円
			イ	基礎控除後の所得 600万円～ 901万円以下	167,400円+(総医療費 -558,000円)×1% ※4回目以降(多数該当)は 93,000円
B 一般 所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円+(総医療費- 267,000円)×1% ※4回目以降(多数該当)は 44,400円	ウ	基礎控除後の所得 210万円～600 万円以下	80,100円+(総医療費 -267,000円)×1% ※4回目以降(多数該当)は 44,400円
			エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 ※4回目以降(多数該当)は 44,400円
C 低所得者	住民税非課税	35,400円 ※4回目以降(多数該当)は 24,600円	オ	住民税非課税	35,400円 ※4回目以降(多数該当)は 24,600円

※所得要件は世帯の国保加入者のみで判定されますが、非課税世帯については、世帯の国保加入者と世帯主(国保未加入者も含む)全員が非課税である場合に該当します。

※多数該当とは、過去12か月に、同じ世帯で高額療養費に該当した月が3回以上ある場合です。

70歳未満の方の認定証の更新

自己負担限度額の区分の変更に伴い、70歳未満の方で、現在、認定証が交付されている方は、平成26年12月31日が有効期限となっています。

平成27年1月1日から使用できる新しい認定証は、12月下旬に世帯主宛に郵送します。

高額療養費制度とは

月初から月末までの1か月を単位として、医療費の自己負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合、高額療養費として払い戻しが受けられる制度です。

自己負担限度額は、年齢や、所得によって異なります。

また、あらかじめ医療費が高額になりそうな場合には、国民健康保険の窓口で「認定証」の交付を受けることにより、医療機関等の窓口での支払い額が自己負担限度額までとなります。

ただし、70歳以上で住民税非課税世帯に該当しない方は、保険証を提示するだけで、支払額が自己負担限度額までとなります。